

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
2月21日
(火曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の休止の届出(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の指定(二件)(厚政課)……………

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………

漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(農林水産政策課)……………



山口県告示第六十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和五年二月二十一日

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社かいごセンター楽笑	宇部市川添二丁目四番一号	かいごセンター楽笑	宇部市川添二丁目四番一号	訪問介護	令和四、一一、三〇

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を休止した旨の届出があった。

令和五年二月二十一日

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日
株式会社かいごセンター楽笑	宇部市川添二丁目四番一号	かいごセンター楽笑	宇部市川添二丁目四番一号	介護予防訪問介護	令和四、一一、三〇

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年二月二十一日

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	事業の種類	休止年月日
医療法人社団水生会	山口市大内矢田北五丁目一番二二号	訪問看護ステーションクティブ大内	山口市大内矢田北五丁目一番一号	介護予防訪問看護	令和四、一一、一

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年二月二十一日

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人社団水生会	山口市大内矢田北五丁目一番二二号	医療法人社団水生会柴田病院	山口市大内矢田北五丁目一番二二号	訪問看護	令和四、一一、一

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和五年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
株式会社ホームケアサービス山口	下関市長府才川一丁目三五番二一號	介護予防小規模多機能型居宅介護	一、〇、〇
社会福祉法人同朋福祉会	美祢市於福町上四〇一七の二	介護予防小規模多機能型居宅介護	一、〇、〇
株式会社ホームケアサービス山口	川一丁目三五番二一號	介護予防小規模多機能型居宅介護	一、〇、〇
社会福祉法人同朋福祉会	美祢市於福町上四〇一七の二	介護予防小規模多機能型居宅介護	一、〇、〇

山口県告示第六十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号。以下「法」という。）第一百八条第

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人社団水生会	山口市大内矢田北五丁目一番二一號	介護予防訪問看護	令和四、一、一
株式会社ホームケアサービス山口	下関市長府才川一丁目三五番二一號	介護予防小規模多機能型居宅介護	一、〇、〇
社会福祉法人同朋福祉会	美祢市於福町上四〇一七の二	介護予防小規模多機能型居宅介護	一、〇、〇

令和五年二月二十一日印刷
令和五年二月二十一日発行

発行人 山口県庁
山口県知事

五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
山口区域 徳山大津島区域 光区域		総トン数十トン未満の漁船により、主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業 主として底びき網又ははえなわを使用して営む漁業以外の漁業 法第百四条第二号に掲げる漁業	